

## 渋谷区公共建築物等における木材利用推進方針

### 1 目的

この方針は、渋谷区（以下「区」という。）内の公共建築物等の整備における積極的な木材の利用を推進するため、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）に基づき、公共建築物等における木材の利用の促進に関する基本方針（平成22年農林水産省、国土交通省告示第3号）に即して、必要な事項を定めることを目的とする。

### 2 木材利用の意義

森林を適切に整備し、環境の保全、水源のかん養等の機能を発揮していくためには、木材を有効に活用していくなど、木材の循環利用のための取組が必要である。

木材は、断熱性、調湿性等に優れ、長期間にわたって炭素を貯蔵できる資材であるとともに、持続的生産が可能な資源であり、区が率先して木材の利用を推進していくことにより、健康的で温もりのある快適な生活空間の形成、二酸化炭素の排出抑制、建築物等における炭素固定量の拡大等を通じ、地球温暖化の防止及び循環型社会の形成に貢献することが期待できる。

### 3 用語の定義

この方針に使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 公共建築物 区が管理を行う建築物（区の委託により管理される建築物を含む。）をいう。
- (2) 建築 新築、増築、改築又は改修をいう。
- (3) 木造化 公共建築物の主要構造部（柱、屋根、壁、床、梁等）の全部又は一部に木材を使用することをいう。
- (4) 木質化 公共建築物の内装及び外装の全部又は一部に木材を使用することをいう。
- (5) 公共工作物 区が事業主体となり施工する道路、河川、公園等に係る工事により整備される工作物をいう。
- (6) 森林認証材 森林認証制度（別表参照）で認証された国内の認証林から生産され、認証取得者が製材・加工等を行った認証製品をいう。

### 4 基本的事項

区は、公共建築物等の整備を実施するに当たっては、積極的に木材を利用した方法を採用し、次に掲げるとおり、その使用に努めるものとする。

#### (1) 公共建築物

公共建築物の建築等に当たっては、施設の特性を踏まえて積極的に木材を使用し、建築物の木造化及び木質化を図る。ただし、次に掲げる場合は、これを適用しない。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）及び消防法（昭和23年法律第186号）のほか、関連法令、施設設置基準等により適当でないと認められる場合

- イ 施設の利用目的、安全性、維持管理等を考慮して、木材の使用が困難と認められる場合
- ウ その他、木造化及び木質化が困難と認められる場合

## (2) 公共工作物

公共工作物の整備に当たっては、木材及び木材を活用した木製品を積極的に使用する。ただし、次に掲げる場合は、これを適用しない。

- ア 工作物の利用目的、安全性、維持管理等を考慮して、木材の利用が困難と認められる場合
- イ その他、木製品の使用が困難と認められる場合

## (3) 備品及び消耗品等

公共建築物の什器等の備品及び文房具類等の消耗品について、木材を利用したものを積極的に使用する。

## (4) 使用する木材

公共建築物等の木造化又は木質化に当たっては、区は、次に掲げる木材の使用に努めるものとする。ただし、大量に木材を使用する等により、木材の供給について不足が見込まれる場合は、次に掲げる木材以外の国産木材について、積極的な使用に努めるものとする。

- ア 災害時における相互援助に関する協定書を締結している自治体で生育し、生産された木材
- イ 東日本大震災の被災地で生育し、生産された木材
- ウ 多摩産材認証協議会が定める制度により認証された木材
- エ 森林認証材

## 5 木材利用の目標

区は、公共建築物の新設又は改築の際の木材利用について、原則として床面積 1 m<sup>2</sup>当たり 0.005 m<sup>3</sup>以上を満たすよう努めるものとする。

## 6 コスト面等で考慮すべき事項

区は、公共建築物等の整備において木材を利用するに当たっては、建設コストに加え、維持管理、解体、廃棄等のコストを含むライフサイクルコストについて十分に配慮するとともに、利用者のニーズ、木材の利用による付加価値等も考慮し、これらを総合的に判断し、木材の利用に努めるものとする。

## 7 木材利用の啓発及び普及の推進

区は、公共建築物等の木造化及び木質化の推進に当たっては、木材利用の必要性について、区民に対する啓発及び普及に努めるものとする。

## 附 則

この方針は、令和2年4月1日から施行する。

別表

主な森林認証制度		
国際 基準	F S C	F S C (Forest Stewardship Council) 森林管理協議会
		【設立】平成4年、WWF (世界自然保護基金) を中心に発足
		【基準】社会的な便益の発揮、環境への適切な配慮、経済的な継続性の確保
	P E F C	P E F C (Programme for the Endorsement of Forest Certification Schemes)
		【設立】平成10年、ヨーロッパ11か国の発足
		【基準】汎欧州プロセス等の基準・指標に基づき、世界34か国の独自の認証制度を統合したスキーム
日本 独自	S G E C※	S G E C (Sustainable Green Ecosystem Council) 「緑の循環」認証会議
		【設立】平成15年、日本の林業団体、環境NGO等により発足
		【基準】日本の実情に応じた日本独自の認証制度

※ S G E C は P E F C と相互認証されるため、実質的に国際基準である。